

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において工務作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内で台車を塗装していたところ、同僚が請求人に気付かず、その台車にトラクタを連結しようとしたため、台車とトラクタに挟まれ負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し、「頸髄中心性損傷、肩関節捻挫、胸部挫創、腰部打撲傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる額を支給した。

- 3 その後、請求人は、首の痛みが増したとして、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され、これが再発と認められ、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 4 本件は、請求人が治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第9級に該当するものと認め、請求人に既に支給している障害等級第12級に応ずる額を控除して支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請

求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害を障害等級第9級と認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給した監督署長の処分が妥当と認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会的事实認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は、同人に残存する障害は障害等級第9級を超え、したがって本件処分は誤りであると主張する。

請求人の自訴及び医学的意見から判断して、請求人に残存する障害として検討すべきものは、決定書理由に説示のとおり、せき柱の変形障害、せき柱の運動障害、神経症状及び醜状障害であると認められるので以下検討する。

##### (1) せき柱の変形障害について

請求人は、椎弓切除術を施行されており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人のCT画像によりC5～C7の3個のせき椎に椎弓切除術の所見を認めていることから、当審査会としても、請求人の障害は、「せき柱に変形を残すもの」障害等級第11級の5に該当するものと判断する。

##### (2) せき柱の運動障害について

G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の頸部に可動域制限が残存していると診断しているところ、同医師は、同年〇月〇日付け意見書において、せき髄等に係る画像診断結果等によりXP上明らかな骨傷は認めないとの意見を述べている。

F 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、頸部の運動制限は、痛みによるものと考えられるとの意見を述べている。

当審査会としては、上記の両医師の意見から考えると、決定書理由に説示するとおり、請求人の頸部の可動域制限は疼痛によるものであり、せき柱の運動障害として評価するのではなく、神経症状として評価すべきものと判断する。

### (3) 神経症状について

G 医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人には、左手関節以遠のしびれ、右手指しびれ、握力低下、左下肢感覚障害が残存している状態と診断しており、また、同医師は、同年〇月〇日付け意見書において、麻痺の起因部位「せき髄」、感覚障害の範囲「単下肢」、感覚障害の性状「鈍麻」、麻痺の程度「左上肢」に「軽微」との意見を述べている。

F 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、神経障害の程度及びその原因について、「両上肢の腱反射亢進、ホフマン反射、ワルテンベルグ反射等の陽性及び両下肢腱反射亢進は、今回の手術前と同様に残っており、原因は中心性頸髄損傷によるものと考える。」との意見を述べている。

当審査会としては、上記の両医師の意見を基に請求人の神経症状について検討すると、決定書理由に説示するとおり、その麻痺の程度は軽微であり、「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、多少の障害を残すもの」障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

### (4) 醜状症状について

請求人には頸部背側に手術痕が残存しているが、決定書理由に説示するとおり、その範囲は鶏卵大面以上の癍痕とは認められないことから、醜状障害には該当しないものと判断する。

### (5) 以上のとおり、請求人に残存する障害は、「せき柱の変形障害」障害等級第11級の5と「せき髄損傷による神経症状」障害等級第12級の12と認められるところ、それらの障害については、決定書理由に説示するとおり、総合評価により障害の程度を認定することが妥当であり、当審査会としても「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」障害等級第9級の7の2に該当するものと判断する。

なお、請求人は、現在勃起障害の症状がある旨述べるが、同症状は治癒時にはみられなかったものであり、請求人に残存する障害として認めることはでき

ず、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。